

●香川県告示第431号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

令和3年11月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 中土指道 第6号
- 2 指 定 年 月 日 令和3年11月5日
- 3 指定道路の位置 丸亀市山北町字道上651番5
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 4.00メートル及び5.00メートル
延長 15.49メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。